

公益財団法人 Innovation of FUJI
役員等報酬および費用に関する規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 Innovation of FUJI（以下「本財団」という。）定款第16条および第32条の規定に基づき、役員等の報酬等ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人および一般財団法人に関する法律、ならびに公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員および役員をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受け入れる財産上の利益および退職慰労金であって費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）および日当をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給等)

第3条 本財団の役員等には、その地位にあることのみに基づき報酬等を支給しない。

ただし、代表理事及び専務理事（業務執行理事）の職務執行の対価として報酬等を支給することができるものとし、その月額金額は、下記俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めることができるものとする。

俸給表 (単位：円)

号俸	月額
1	300,000
2	340,000
3	380,000
4	420,000
5	460,000
6	500,000
7	550,000
8	600,000

また、理事に限り、理事会または理事長が要請し、その業務を遂行する場合には、報酬等の支給を行うものとし、その報酬額は 1 日あたり金 50,000 円、半日の場合金 25,000 円とし、業務内容ごとの目安は下記のとおりとし、実際に業務を行った日数に応じて支払うこととする。

業務内容	報酬
大学等への訪問（終日）	1 日
認定式および補導活動	半日

* 上記以外の業務に関しては、業務に要した時間を基礎として個別に決定する。

* 支給方法：銀行振り込み

支給時期：当月末または翌月末まで

(費用の支給)

第4条 本財団は、役員等がその職務に当たって負担した交通費、旅費（宿泊費を含む。）以外の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 交通費、旅費に関しては、「役員等旅費規程」に基づいて支払う。

(公表)

第5条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改定)

第6条 この規程の改定は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(施行)

第8条 この規程は、2023 年 11 月 29 日から施行する。

2024 年 7 月 10 日 改定

2024 年 10 月 24 日 改定

2025 年 3 月 12 日 改定